

富岡町の皆さんへ

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
富岡町と連携して 健康診断会場等に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家と その場で話をすることができます

ご利用は無料

このような ご事情はありませんか



介護や子の世話を
しながら避難した



長年 富岡町に居住し
地域との結びつきが強い



避難によって
家族が離れ離れに

*裏面の和解事例「公表番号2102」をご参照下さい



自宅の除染
作業を行った



自家消費していた
野菜や米を
作れなくなった



直接請求した
営業損害を
ADRで改めて算定

個別の事情に基づいて
東京電力への
直接請求によるよりも
増額されたり
直接請求では
受けられなかった
賠償が受けられる
場合があります

「自分も該当するかも」と思った方は、下記日程で設置する出張窓口にお越し下さい

2025年
(令和7年)

実施日時	受付時間	実施会場
10月 9日(木)	8:30~11:30	学びの森 (2階研修室)
10月10日(金)	8:30~11:30	

富岡町
以外の方でも
ご利用できます

国の機関であるADRセンターでは 無料で話し合いによる解決の仲介をします

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

フリーダイヤル 0120-377-155 (平日10:00~17:00)

富岡町役場 住民課 生活支援係

☎ 0240-22-9000 (平日 8:30~17:15)



第五次追補の追加賠償の増額など、最近の和解事例です

【生活基盤変容慰謝料が増額された事例】

公表番号2102



- 申立人:居住制限区域(富岡町)から避難した方
- ポイント:原発事故当時70歳代後半の専業主婦であった申立人母について、**富岡町に60年近くにわたって居住しており、それ以前も富岡町に隣接する 地域(檜葉町)に居住していたこと、親族や友人が富岡町や檜葉町に集中していたが、原発事故によって離散したこと等**が考慮された。
- 和解内容:**生活基盤変容による精神的損害**(中間指針第五次追補の定める目安額250万円)の**増額分**として、30万円の賠償が認められるなどした。

【生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められた事例】

公表番号2079

- 申立人:関東地方の大学に進学して同地方に居住していた方(原発事故当時19歳)
- ポイント:**大学に進学するまでの約18年間、居住制限区域(富岡町)内の実家で生活していたこと、原発事故前には週末や長期休暇の際に実家に戻っていたこと等**が考慮された。
- 和解内容:**生活基盤変容による精神的損害**として、中間指針第五次追補の定める居住制限区域についての目安額250万円の4割に当たる100万円の賠償が認められた。



【妊娠及び乳幼児の世話を考慮した日常生活阻害慰謝料の増額】

公表番号2069



- 申立人:居住制限区域(富岡町)に居住していた方
- ポイント及び和解内容:申立人妻について、**日常生活阻害慰謝料**の増額分として、
 1. 原発事故時、申立人長男の切迫早産のため、いわき市の病院に入院していたが、**原発事故の影響により退院を余儀なくされ、自家用車で東京都に避難せざるを得なかったこと等**を考慮して40万円(中間指針第五次追補の目安額30万円から10万円増額)、
 2. **申立人二男を妊娠中であったこと**を考慮して30万円(同目安額)、
 3. **乳幼児の世話を恒常的に行ったこと**を考慮して合計279万円(平成23年3月から平成30年3月まで)の賠償が認められるなどした。

生活基盤の変容とは

住居があった区域の元の地域社会の機能が低下してしまい、故郷がかなり変質した状況のことをいいます。

日常生活阻害慰謝料とは

避難等を余儀なくされたことにより、日常の平穏な生活が長期間妨げられたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料です。

平日昼間には時間が取れない方は
平日夜間・土曜窓口 を
ご利用ください(ご利用は無料)

2026年3月までの

偶数月 第1土曜日 13~17時 ▶ 10月は 4日(土)

奇数月 第1水曜日 16~20時 ▶ 11月は 5日(水)

対面
(福島事務所へ来所)
*郡山駅東口徒歩5分



予約
優先制

ご自宅からも利用できます



完全予約制
(先着順)

電話

オンライン
(Zoom会議)



詳しい
予約方法等は
こちらから

ご予約は電話で

024-941-0164

予約電話受付
平日10時~16時